

経済建設委員会会議録

令和5年3月7日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:24

【 案 件 】

1. 議案第 3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
2. 議案第 8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
3. 議案第 9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
4. 議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
5. 議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
6. 議案第12号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
7. 議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
8. 議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
10. 議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算
12. 議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
13. 議案第31号 市道路線の廃止
14. 議案第32号 市道路線の認定

【所管事務調査】

1. 市内事業者のインボイス制度導入における影響について
2. 移住者の住宅取得に係る補助について
3. 公営住宅の下水道の整備について
4. 下水汚泥資源の肥料利用について
5. 有害鳥獣による被害の防止について

【 報告事項 】

1. 飯塚市周遊商業エリア連携協議会について (商工観光課)
2. 工事請負変更契約について (土木建設課)
3. 工事請負変更契約について (上下水道施設課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」につきまして、補足説明をいたします。

補正予算資料の6ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴い、事業費及びその財源について、増額するものでございます。資本金収入につきましては、企業債及び国庫補助金で3710万円を増額し、総額を9億3341万8千円とし、資本金支出につきましては、施設改良費で4300万円を増額し、総額を16億5440万9千円とするものでございます。

事業は社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金を活用した事業であり、事業は終末処理場機械電気設備改築調査設計委託ほか2件となります。

なお、全事業につきまして、地方公営企業法第26条第1項に基づき、翌年度へ繰り越す予定といたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第3号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算資料の3ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億5千円とするものでございます。

資料65ページをお願いいたします。令和5年度につきましては、本場での通常開催は、S Gレースを1節、6日、G Iレースを2節、10日、G IIレースを1節、5日、普通開催レースを17節、58日の計79日、ミッドナイトレースはG IIレース1節、5日を含む21節、80日の合計159日の開催予定で予算を編成しております。場外発売の延日数は248日を予定しております。

歳入歳出予算の主なものを説明いたします。まず、歳入予算について、ご説明いたします。勝車投票券発売収入、215億2665万円は、ミッドナイトレースを含めた本場開催及び場外発売の収入見込みを計上しております。前年度当初予算と比較しまして、6億3668万円の増としております。これはミッドナイトレースの開催日数の増加に伴う民間ポータルサイトでの売上状況を見込んで算出したものでございます。これにより、令和5年度当初予算における包括的民間委託に伴う収益保証につきましては、約6億8200万円を見込んでおります。

小型自動車競走施設整備事業債、6億1690万円につきましては、メインスタンド整備事業の財源として起債するものでございます。

予算資料の66ページをお願いいたします。歳出予算につきましては、本場開催経費、37億6574万2千円は、前年と比較して3億6013万2千円増加しております。これは主に開催日数の増加による関係経費の増加及び民間ポータルサイトの売上げ増に伴う委託料の増加によるものでございます。

事務費の専用場外発売所関係経費、1億8805万2千円につきましては、各発売所における直近の売上状況を見込み、3163万5千円の減にて算出しております。場外発売関係経費につきましても、場間場外の発売日数及び売上の減により、前年と比較して9110万8千円減の3億3545万5千円を計上しております。

包括的民間業務費、8億3879万1千円は、前年と比較しまして、1億6193万8千円減としております。これは歳入から当該委託料を除く歳出を引いたもので算出しております。

賞典費、賞金につきましては11億5998万3千円と、ミッドナイトレース開催の増加に

より、前年度から1637万6千円の減としております。

管理費、一般管理費、その他の一般管理費につきましては、今後の施設改修工事費を見込み、施設改良基金積立金、2億円を計上しております。令和4年度末基金残高は14億2603万円を見込んでおります。

管理費、施設改善事業費につきましては、機器の借上料、第2スタンド等のアスベスト含有測定調査委託料、競走路緩衝柵など各所改修工事費等として、1億3780万5千円を計上しております。

公債費につきましては、メインスタンド整備事業に係る市債の償還を行うもので、元金は2278万4千円、利子は803万7千円をそれぞれ計上しております。

予備費につきましては、施設改良基金の積み立てを行うことから、2億3506万1千円を計上しております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○光根委員

昨日の議案質疑の中でも質疑があつておりましたけれども、地質調査はいつまで行うようになっておりますでしょうか。

○公営競技事業所副所長

まず、質問委員の言われます地質調査ですけれども、土壌成分の調査ではございません。くいを施工するに当たり、支持層、いわゆる強固な地盤になりますけれども、これがどの位置にあるかを調査するボーリングの調査となります。このボーリング調査は現在、既に行つておまして、今月末までに完了予定となっております。

昨日、議案質疑の際に、地質調査は来年度予算内で行うと、私が答弁しておりましたが、くい工事のことと取り違えておまして、実際には本年度のボーリング調査で行つております。訂正して、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○光根委員

それでは、この地質調査の結果により、メインスタンドのくい工事が令和5年度に実施されると思いますが、どのような工法で行うようになっているのでしょうか。

○公営競技事業所副所長

くい工事になりますが、万が一、フミン酸が存在していたとしても問題がないよう、新体育館建設時とは別の工法により行うことにしております。

○光根委員

次に、議案質疑の中で、物価高騰の影響に伴う契約変更の有無について、今後、精査していくとありましたが、どのようにお考えなのか、再度お示しください。

○公営競技事業所副所長

本会議におきまして申し上げましたが、社会情勢の変化、世界情勢の不安等により、生活必需品はもとより、様々な商品の価格が高騰しております。このことは建設現場におきましても同様でありまして、国土交通省から、契約後の状況の変化に応じて適切な対応を図るよう通達があつておること、また、請負業者のほうから、資材が高騰している旨の報告があつておることを答弁させていただきました。これにつきましては、当事業所より、市場において資材の価格がどの程度上昇しているのかを整理するように、請負業者のほうに依頼をしております。併せて、建築課に対しましても、建築資材の物価高騰分の精査をしてもらうように依頼をしているところでございます。

現状といたしましては、金額等をきちんと把握できていないことから、契約変更の有無の検討には至っておりません。今後、両者の回答等を待ちまして適切な対応を行いたいと考えてお

ります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算資料の3ページ、当初予算集計表をお願いいたします。歳入歳出予算の総額を2754万5千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、予算概要書で説明いたします。67ページをお願いいたします。本事業は、令和4年度より、本市における汚水処理事業を一体的に取り組んでいくため、企業局が事務委任を受け、実施しているものでございます。

まず、歳出からご説明します。一般管理費、422万2千円は企業局への事務委任負担金等でございます。68ページをお願いいたします。施設管理費の931万3千円は、施設の維持管理にかかる経費で、主なものとしては、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥抜取等委託料などでございます。公債費では、市債償還金として、元金で1157万3千円、利子で143万7千円を計上しております。

次に歳入のご説明をいたします。戻りまして67ページをお願いします。分担金及び負担金は、農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、使用料及び手数料で集落排水処理施設使用料を469万3千円としております。

繰入金では、歳入歳出の収支バランスを取るため、2268万1千円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。

予算書の409ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それ

ぞれ2億1793万9千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、事項別明細書にて歳出からご説明をいたします。413ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費の1558万7千円は職員2名分の給与等でございます。2目、市場管理費の6859万7千円は市場施設の維持管理にかかる経費として計上しており、その主なものとしましては、光熱水費、維持補修費、次ページに記載しております消防設備保守点検委託料、浄化槽保守点検委託料及び防犯カメラ借上料などがございます。2款、1項、公債費の1億3275万5千円は市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。戻りまして412ページをお願いいたします。1款、1項、1目、地方卸売市場使用料は5579万9千円を計上しております。2款、1項、1目、一般会計繰入金では1億1703万3千円を計上して、収支バランスを取っております。4款、1項、1目、雑入の4510万6千円の主なものは施設使用光熱水費負担金でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市建設部次長

「議案第11号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。

予算書の425ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3千890万2千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、427ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。歳出からご説明いたします。429ページをお願いいたします。1款、駐車場事業費、1項、駐車場事業費、1目、一般管理費の938万7千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。2目、駐車場管理費の2239万9千円は、飯塚立体駐車場の駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。なお、12節、委託料の2068万4千円につきましては、令和3年度より5年間、太平ビルサービス株式会社を指定管理者として委託契約の締結しておりますので、その年間委託料を計上いたしておりますが、駐車場自動精算機のインボイス制度対応改修費及び光熱水費の上昇に対応するため、前年度より342万7千円の増となっております。

次に、429ページ下段から430ページをお願いいたします。2款、公債費、1項、公債費の611万6千円は、市債償還の元金と利子を計上いたしたものでございます。

次に、歳入につきまして、ご説明いたします。少し戻っていただきまして428ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、駐車場使用料の1361万8千円は飯塚立体駐車場の使用料を計上いたしております。駐車場使用料につきましては、前年度と比較いたしますと244万1千円の増となっております。理由といたしましては、隣接する飯塚市文化会館が大規模改修工事を終え、本年5月2日より営業を再開いたしますことから、駐車場利用者の増加を見込みまして、増額としております。

2 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金の 2 5 2 8 万 3 千円は、一般会計からの繰入金を計上して、収支のバランスを取っております。

以上、簡単ではございますが「令和 5 年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 1 1 号 令和 5 年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 2 号 令和 5 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

「議案第 1 2 号 令和 5 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

予算書 4 3 9 ページをお願いいたします。第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1 2 4 0 万 3 千円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出からご説明させていただきます。4 4 3 ページをお願いします。第 1 款、第 1 項、工業用地造成事業費として、鯉田工業団地の管理費、4 6 4 万 6 千円、企業誘致用地不足の解消のため、オートレース場第 5 駐車場を新たに栗尾工業団地として整備する造成事業費 7 千 6 6 万 3 千円を新規計上いたしております。第 2 款、第 1 項、予備費につきましては 1 億 3 千 7 0 9 万 4 千円を計上しております。

続きまして、歳入をご説明いたします。4 4 2 ページをお願いいたします。第 1 款、第 1 項、財産運用収入につきましては、九電柱の貸付料、1 万 1 千円を計上しております。第 2 款、第 1 項、繰越金につきましては、令和 4 年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 1 2 号 令和 5 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 1 3 号 令和 5 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第 1 3 号 令和 5 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算資料の 3 ページ、当初予算集計表をお願いいたします。歳入歳出予算の総額を

2512万7千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、予算概要書で説明いたします。70ページをお願いいたします。本事業は企業局が事務委任を受け実施しているもので、まず、歳出からご説明します。一般管理費622万4千円は、今後の事業の在り方についての検討費用を含む企業局への事務委任負担金等でございます。

71ページをお願いいたします。施設管理費の1790万3千円は、施設の維持管理にかかる経費で、主なものは、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥抜取等委託料などでございます。

次に歳入のご説明をいたします。戻りまして、70ページをお願いいたします。汚水処理施設使用料につきましては1486万4千円を計上しております。繰入金につきましては、事務委任の件費に係る一般会計繰入金、293万4千円及び財源を調整するため、基金からの繰入金、657万5千円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明いたします。公営企業会計の予算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。

補足資料を作成しておりますので、この資料に沿ってご説明いたします。「資料1 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」をお願いします。2ページをお願いします。まず、公営企業の各会計に共通します予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。

まず、第1の財布が、収益的収支、維持管理費用となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水道事業では、水を作る工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。

第2の財布が、資本的収支、投資費用となります。収入として企業債や一般会計からの出資金、補助金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還をこの第2の財布で賄うものとなります。

第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金をためておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。いわゆる貯金のような性質があり、第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

3ページをお願いします。水道事業の推移ですが、令和3年度までは決算値を、令和4年度は決算見込みで表示しております。令和5年度の業務の予定量は、給水戸数、5万9944戸、年間総給水量、1237万1526立法メートルとしております。

次に、収支の状況についてご説明します。4ページをお願いします。この資料の金額については概算になりますので、ご了承ください。収益的収支につきましては、税込みの予算書ベースで、収入合計が29.6億円、支出合計は28.2億円、差引き1.4億円となります。収支の結果としまして、損益計算では消費税分を差し引きますので、純利益が0.3億円となり、内部留保資金等、第3の財布へ積み立いたします。

5ページをお願いします。収益的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

6ページをお願いします。資本的収支につきましては、収入合計が7.7億円、支出合計は20億円となります。資本的収支の不足額が12.3億円となり、この分につきましては、内部留保資金等から補填いたします。

7ページをお願いします。資本的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

8ページをお願いします。内部留保資金等、企業債残高及び当期純利益の推移です。グラフの下の表に記載しておりますが、令和5年度は0.3億円の純利益を見込んでおります。

なお、参考として、経営戦略における令和5年度計画値を表記しておりますが、令和5年度当初予算と比較しますと、電気料金の高騰等により、純利益が2.7億円減少しており、厳しい経営状況となっております。

9ページをお願いします。令和5年度の主な事業としましては、柏の森地区配水幹線布設替工事ほかで、管路の工事などを実施します。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第14号 令和5年度 飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」について、補足説明いたします。

「資料2 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」をお願いします。2ページをお願いします。令和5年度の業務の予定量は、契約件数は令和4年度と同様6社ですが、年間総給水量は13万662立法メートルを見込んでおります。

3ページをお願いします。収益的収支につきましては、収入合計が5569万円、支出合計は5567万円となり、差引き2万円となります。収支の結果としまして、損益計算では消費税分を差し引きますので、純利益がゼロとなります。

4ページをお願いします。収益的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

5ページをお願いします。資本的収支につきましては、支出のみで250万円となっております。不足額250万円につきましては、内部留保資金等から補填します。

6ページをお願いします。資本的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いします。内部留保資金等の推移です。

8ページをお願いします。令和5年度の主な事業としましては、津原導水管更新事業でございます。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第15号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明いたします。

「資料3 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」をお願いします。2ページをお願いします。令和5年度の業務の予定量は、処理件数2万4830戸、年間総処理水量663万6575立法メートルとしております。

3ページをお願いします。収益的収支につきましては、収入合計が21億円、支出合計は19.9億円、差引き1.1億円となります。収支の結果としまして、損益計算では消費税分を差し引きますので、純利益が0.6億円となり、内部留保資金等へ積み立ていたします。

4ページをお願いします。収益的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

5ページをお願いします。資本的収支につきましては、収入合計が14.4億円、支出合計は21.1億円となります。資本的収支の不足額が6.7億円となり、内部留保資金等から補填いたします。

6ページをお願いします。資本的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

7ページをお願いします。内部留保資金等、企業債残高及び当期純利益の推移です。グラフの下の表に記載しておりますが、令和5年度は0.6億円の純利益を見込んでおります。なお、参考として、経営戦略における令和5年度計画値を表記しておりますが、令和5年度当初予算と比較しますと、電気料金の高騰等により、純利益が0.4億円減少しております。

8ページをお願いします。令和5年度の主な事業としましては、浸水対策事業として、水江雨水ポンプ場新設（機械・電気）工事、施設改良事業として、各ポンプ場遠方監視制御設備改築工事や柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事等を実施いたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

1点だけ聞かせてください。令和5年度当初予算で減価償却費は11億5千万円で、事業会計の内部留保資金が10億6千万円の残高になっているのですが、これは既設分の更新とか補修に係る財源は、どのように考えられているのですか。

減価償却費というのは、既設分が老朽化していくので、その既設分の更新とか補修に充てるための費用がこれだけかかりますよというのは積み重なっていくものだと思うのですが、それに対して、留保金が1年分の減価償却費分しかないのも、それぞれ老朽化していく既設分の更新ですとか、補修の財源はどのように考えられているのか、お聞きしています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:42

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

既設分につきまして、企業債とか国庫補助金を活用させていただこうと思いますし、大規模改修等が起こった場合のときのために建設改良積立金のほうを積み立てさせていただいております。

○上野委員

縮小したとはいえ、今からまだ下水道事業は新設していかれるわけなので、既存の分の更新補修の財源についてもしっかりと考えられておいてください。お願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第16号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」について、補足説明いたします。

「資料4 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」をお願いします。2ページをお願いします。収益的収支につきましては、収入合計が5.3億円、支出合計は5.2億円となります。収支の結果としまして、差引き0.1億円となりますが、病院事業ではこの金額が純利益となりますので、前年度からの繰越欠損金の埋め合わせを行います。

3ページをお願いします。収益的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

4ページをお願いします。資本的収支につきましては、収入、支出ともに合計は5.7億円となります。

5ページをお願いします。資本的収支の令和4年度当初予算額との比較になります。

6ページをお願いします。令和5年度の主な事業としましては、老朽化した職員宿舎解体のアスベスト調査、機械整備事業として、電子カルテシステム等の開発を実施することとしております。

7ページをお願いします。予算措置はしておりませんが、令和5年度に取り組む事業として、公立病院経営強化プランについての概要を記載しております。令和4年3月末に総務省より、公立病院を設置する地方自治体に対して、経営強化に向けた新たなプランとして策定が求められているもので、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師の医療資源を地域全体で最大限活用するという視点を重視し、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組など、公立病院の経営を強化していくことが重要とされています。本市では令和5年度に策定することとしており、主なプランの内容としましては、(1)役割・機能の最適化と連携の強化、(2)医師・看護師等の確保と働き方改革、(3)経営形態の見直し、(4)新興感染症感染拡大時に備えた平時からの取組、(5)施設・設備の最適化、(6)施設の効率化の6項目について、具体的対応等を定めるものです。なお、本計画については、策定後、毎年度、点検・評価・公表等を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市立病院に係る指定管理者の指定に関する根拠規定を改正するものです。

8ページの新旧対照表でご説明します。条文につきましては、下線部分になりますが、「飯塚市病院事業の設置に関する条例（平成19年飯塚市条例第55号）第9条第1項」とあるのを、「飯塚市病院事業条例（平成28年飯塚市条例第43号）第2条第1項」に改めるものでございます。これは、飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例（平成25年飯塚市条例第15号）中、同病院に係る指定管理者の指定に関する根拠規定が、飯塚市公営企業の設置等に関する条例（平成28年飯塚市条例第42号）附則第2項の規定により廃止された条例のままとなっておりますので、当該根拠規定を現行条例のものとするため、条例の一部を改正するものです。

今回の間違いにつきまして、今後、このようなことがないように万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第31号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。

議案書85ページをお願いいたします。「市道路線の廃止」につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回、廃止する路線は1路線、延長146.8メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、福岡県による河川改修工事により路線内に堤体が拡張されるため路線廃止を行うものです。路線箇所は86ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第32号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書87ページをお願いいたします。「市道路線の認定」につきましても、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回、認定する路線は9路線、延長397.8メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から7番の路線は寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は88ページから93ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号8番の路線は路線整理により路線認定を行うものです。路線箇所は94ページに記載しております。

路線明細の左端に記載しております一連番号9番の路線は、「議案第31号」で市道路線廃止した箇所の堤体拡張区域外の範囲について、改めて路線認定を行うものです。路線箇所は95ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：41

再 開 10：42

○副委員長

委員会を再開いたします。

道祖委員から「市内事業者のインボイス制度導入における影響について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

御承知のように令和5年10月1日からインボイス制度が導入されますけれど、これについての市の対応について、お伺いしたいと思っております。委員長、取り計らいのほどお願いいたします。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として「市内事業者のインボイス制度導入における影響について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「市内事業者のインボイス制度導入における影響について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

先ほども述べましたように、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。これについて、市内の状況について確認させていただきたい。また、市の対応について確認させていただきたいと思えます。

まず、インボイス制度について、御承知とは思いますが、どういうものか、お伺いしたいと思っております。そして、このインボイス制度についての周知は、どのように国、県等はされているのか。また、市としてはどのように取り組んでおられるのか。まず、その点をお尋ねいたします。

○商工観光課長

インボイス制度につきましては、今、質問委員が言われましたように、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式といたしまして、国税庁が採用する制度でございます。

インボイスとは、物やサービスの売手が買手に対しまして、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段といたしまして、一定の事項が記載された請求書や納品書などのことを言います。このインボイスの発行事業者は、買手である取引相手、この相手が課税事業者となりますが、この取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となってまいります。

次に、インボイス制度の周知につきましては、これまで令和4年8月以降、国税庁をはじめ関係各省庁並びに福岡県の関係部局から消費税の適格請求書等保存方式、今言われますインボイス制度についての広報、周知等が進められてまいりました。また直近、確定申告期間を迎えまして、個人事業者の税務への関心が高まる機会を逸することなく、的確な情報を集中的に発信する観点、また、民間の事業者の疑問を解消していく観点から、国税庁をはじめ関係各省庁によるSNS、ツイッター等を通じた発信を2月の中旬から3月下旬にかけて集中的に行い、インボイス制度の認知度を向上しつつ、事業者による制度への準備を促す機運を醸成していくとされております。併せまして、同様の取組を国の各府省庁においても行っていくとされております。

次に、本市としての事業者への周知につきましては、令和5年2月7日に福岡県を通じまして、インボイス制度についての事業者への周知等の状況調査並びに周知依頼がございましたので、2月13日に飯塚市のホームページにおきまして、国が示しておりますインボイス制度の概要等につきまして、周知しているところでございます。

○道祖委員

あと半年ぐらいでインボイスの導入になるわけですが、いろいろと国、県、また市も頑張っておるということですが、インターネット等で周知していると。だけれど、個別にど

れぐらい事業者さんが認知し、中小企業の皆さんが理解しているのかを把握しているのか。それは何社あって、何社が理解しているのか。数字的にちゃんと明確に言えるのかどうか。

それとともに、その数字が分かっているならば、対象事業者が何社あって、そして申請件数が何社で、あとどれぐらい、あと半年間で知らせて、対応方を求めるというような形になってくると思うんです。それについて、取り組んでおるのかどうか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

まず、市内事業者のインボイス制度の認知度につきましては、正直申しまして、把握いたしておりません。しかしながら、今、質問委員が言われましたように、どのような形で周知、また理解度向上に努めているかと申しますと、現在、飯塚商工会議所、飯塚商工会におきまして、会員約2705社に対しまして、制度概要のチラシ、また小冊子、あるいは会報などにより周知徹底を図っていることとお聞きしております。

市内の小規模事業者につきましては、合計で、令和3年経済センサスの活動調査によりますと、市内事業者数は5258社ありまして、経営形態が従業員が5人以下の事業所におきましては1886社という形で把握いたしております。

○道祖委員

だから、市内業者があるのは分かったんですけど、それに対して申請状況はどうなっているか。周知はしているけれど、申請状況はどうなっているか、やはり確認する必要があるのではないかと、私は思いますけれど、申請状況についての確認はされていないということでしょうか。

それから、令和4年11月28日付で公益社団法人飯塚法人会会長から、市議会議長宛てに令和5年度税制改正に関する提言についてというのが出されているんですけど、この中で、消費税の対応の中で、インボイス制度について触れられております。この中で、これを承知しているのかどうか、議長宛てですからね。法人会の思いが行政のほうに伝わっているのかどうか確認させていただきますけれど、この中で、このインボイス制度について、インボイス制度発行事業者の登録申請が始まっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分深まっているとは言いがたい。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな混乱をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により、休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の区分記載請求書等保存方式の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過処置を当分の間は維持するなど、弾力的に対応すべきである。また、国は事業者に混乱が生じないよう、制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要であるなどとの提言がなされております。これを読んでおりまして、私も市内事業者のインボイス制度に対する理解が、お聞きしておる限りにおいては、十分にまだまだ深まっていないのではないかと考えております。まだ実際、自分のものとして、あと半年間しかないんですけど、自分のものとして受け止めていない事業者の方もいられるのではないかと考えておりますけれど、また、小規模事業者等の事業者は新型コロナ影響も受けて、このインボイス制度導入による事務負担増や取引からの排除等の理由により、休廃業となる事業者や個人事業者が増えてくるのではないかと大変危惧しております。というのは、私も現在ちょっとご挨拶回りさせていただいております。もうこの際、仕事をやめようかと、個人の方々でそういう声もちらほら耳にするんです。そうなりますと、今まで地域の中で頑張っていた個人事業者の方々が、やはり地域をつくっていらっしゃるんですよ。その人たちが仕事をやめられたら、周りの人たちが困る部分も出てくるわけです。当人も困るかも分かりませんが、周りの生活している人たちが困る環境にもなってくると、そういうことが起きるのではないかと、大変私は危惧しておりますけれど、こういうことについて、行政は感じておるのか。感じておるならば、この半年間で、どのように休廃業を考えているような人たちに対して、説得して、経済活動を維持していただけるのか、その点について、市はどのよ

うに取り組んでいくのか。その点について、お答えいただきたいと思います。

○商工観光課長

質問委員が言われますように、このインボイス制度につきましては、消費税に関する新たな制度導入、そういうことで国が積極的に周知をいたしております。飯塚市でもホームページのほうで掲載さしあげまして、周知を行っているところでございますが、質問委員も言われますように、インボイス制度が市内事業者、また小規模事業者、個人事業者を含めまして、与える影響を踏まえまして、市内事業者への丁寧な相談・対応が必要であるというふうに認識いたしております。飯塚法人会様からのご提言も含めまして、商工会議所、商工会などの関係機関等と協議を行いまして、事業者に正しい理解、そして混乱が生じないような制度の周知と相談体制を充実させてまいりたいと考えております。

また、インボイス制度におきましては、インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても免税事業者とならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じるなど、小規模事業者の方をはじめ中小企業の皆様への理解を深めていただく項目もございますことから、現在、飯塚市で行っております融資、また経営に関する相談に加えまして、このインボイス制度に関する相談につきましても、先ほど申しました商工会議所、商工会、関係機関と連携しながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○道祖委員

現実に市内の事業者、小規模事業者、個人経営者、その人たちに会って、全員に会えとは言いませんよ、ポイントだけでも構わないんです。どういうふうに思われて、どういうふうにしてしようとしているのか。実際に足を運んで把握して、そして地域経済が疲弊しないように取り組んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

道祖委員から「移住者の住宅取得に係る補助について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

国のほうでは、地方移住支援で、子どもへの加算を100万円に増額する方針ということを打ち出しております。これは首都圏から地方に移った場合、今、子ども1人当たり30万円の加算を、これを100万円に増やすんだということが報道されておりましたので、これに関連して、飯塚市の定住政策で、所管で住宅取得奨励事業を行っておりますので、それに関連してちょっとお考えをお尋ねしたいと思っております。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として「移住者の住宅取得に係る補助について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「移住者の住宅取得に係る補助について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今述べたように、住宅取得移住奨励事業について、お尋ねしてまいりたいと思いますけれど、

国では、都市圏から地方に移住させるという政策を打ち出しておるんですけど、この内容については御承知なのか、まずお尋ねいたします。

○都市建設部次長

制度につきましては存じております。政府は地方創生として取り組んでおります移住支援の交付は、2019年度、令和元年度から始められており、その際の事業終了となるのは2025年度までの5年間の制度だったと理解しております。今回の総合戦略の打ち出しにより、期間が2023年度から2027年度までの5年間となっております。この制度につきましては、地方創生移住支援事業として、先ほど委員が言われましたデジタル国家構想の中での移住の部分に当たると思います。

対象の詳細につきましては、国の移住支援事業に参加している1300市町村に移住する場合、1世帯に最大300万円の支援金を支給しており、移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住されている方、または埼玉県、千葉県、神奈川県より東京23区に通勤している方が対象者であり、政府が一層の子育て世帯への地方移住を促進するため、令和5年度より、子ども1人当たりの加算額を100万円に増額する方針であると理解しております。

○道祖委員

今、答弁をいただきましたように、国は地方創生に向けて、若い世代や子育て世代を地方へ移住させるために、いろいろ政策を打っておるわけですけど、飯塚市でも令和2年度から政策として、住宅取得移住奨励金について取り組んでおります。

私は前も一般質問等で言ったかと思えますけれど、人口が減っていくというのが統計的にもう出てきております。これはもう承知しています。だけれど、人口が減っていくのが当たり前で、移住政策、定住政策を、その当たり前だから増やす努力はどうするんだ、減っていくのは当たり前なんだということで、もう統計が出ているから、それが当たり前として見ていくのか。だから頑張らって、それを少しでも止めていくのか。少し止めていっているから、総合的な定住政策、子どもの教育とかいろいろなことをやっているから、カーブは統計よりも緩やかになった。独自推計が緩やかになっているのは理解する。だけれど、減っていつている事実に対して、増やすためにはどうするんだということは、皆さんのほうから減っていくのを止める、止めて今度は増やすということ、この頃聞いたことがないと思うんです、自分自身も減っていくのは当たり前で、歯止めをかけていくのが今やらなくてはいけないことだと思っていたんですけど、だけれどそうではなくて、やはり、人口が減っていくのを増やしていくというところを考えていかななくてはいけない。実際には増えているところはあるわけですからね。やはり都市の魅力があれば増えていくんでしょう。だから魅力づくりをしていかななくてはいけないとは思いますが、国では地方に移せと言って、いろいろ奨励をやっているわけです。では、反転して考えてみると、移住させるための政策で、子ども1人に30万円出したやつを100万円出すというふうにするんだとしたら、地方自治体でも同じようなことを提案していてもいいんじゃないかというふうに思うんです。

それで、福岡都市圏には移住者がいっぱい来ていると、だけれど、前も言ったかと思えますけれど、子どもたちが独身のときはいいんですけど、結婚して子どもを育てるときには、住宅費用が余計にかかるから福岡市近隣に移転していくと。そうであるならば、飯塚市にその移転先を選んでいただきたい。そのためにはどうするかということを考えていていただきたいというふうに思っておるんです。くどくなっておりますけれど。

それで、私はこういう考え方で、福岡都市圏から移住者を限定して、新たに奨励金の加算を行ってどうかと。菰田地区においては、飯塚駅周辺整備計画を持っておるわけですから、この飯塚駅周辺整備計画に併せて、この周辺地域を限定して、ここに住居を構えてもらった人たちに対しては、期間を限定して、今100万円ですかね、それをもう少し増やして、100万円なり200万円なり増やして、一層の移住者を獲得するという政策に取り組んだらどうかと

思っておりますけれど、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。

○都市建設部次長

現在、取り組んでおります住宅取得奨励金につきましては、令和2年度の事業開始から、筑豊圏域外からの移住者に対し、移住元、移住先に関係なく、基本額を100万円とし、世帯員で満15歳未満に達し最初の4月を迎えていない子どもが含まれる場合、子育て加算額といたしまして、1人当たり10万円の加算を設けております。令和2年度以降、今年度までの移住者数につきましては527人に達しており、現行制度において、移住政策としての一端を満たしているものと考えております。

また、質問委員が言われましたとおり、福岡市からの移住者も、令和4年度においては、65人が移住先として本市に転入していただいております。また、制度開始の令和2年度以降、年々増加しておりますことで、現行制度の見直しにつきましては、早急には必要はないかと考えておりますが、移住人数等が減少に転ずるなどの傾向が見られた際には、制度設計の検証が必要と考えております。

○道祖委員

だから、あなた方は満足しているということを言っているわけですよ。もう制度を入れて527人も来てくれているんだし、福岡市からは65人来ていたということ、だから、もう今満足しているんですよ。しかし、言ったように、それで人口が維持できていますか。昨年11月の人口よりも、たしか今年になって1月の人口のほうが何人か減っているはずですよ。これはちょっと数字をうろ覚えですから、これは確認していただいたら分かると思いますけれど、増えていないんです。確実に減っていつているんです。この事実をどうするかという話をしているんです。

今、福岡市に人がいっぱい集まってきて、それが福岡都市圏から移住先を求めているというならば、今、そこに対しての手だてを考えて取り組んだほうがいいのではないですかということ、言っているわけです。だから、それを今対応していかないと、今の制度の中でも人口は減っていつているんですから、やはりもう少しプラスアルファの政策に取り組んでいったらどうですかということ、言わせていただきたいんです。

例えば、5年間であの地区に1千人の人口を増やすという1つの目標を持ちます。あなた方は制度を入れているけれど、目標設定はないんですよ。定住人口を増やすという目標はあるけれど、では何年で何人増やすという目標管理はないんですよ。数値はないんですよ。それで、結果として増えたから満足している。だから、やっていることは正しいんだと今言っているわけですよ。そうではなくて、今、飯塚駅周辺整備をして、新しい飯塚市を、イメージチェンジしたようなまちづくりに取り組もうとしている機運が出てきておりますから、あの地区において、例えば、1千人の人口を増やす、5年間で。そうすると、どういうふうな計算になるかというと、仮に4人家族としたら250世帯確保すればいいわけです。250世帯に対して、100万円の現行の奨励金に100万円加算したら、2億5千万円でいいわけです。200万円増やすとすると、現行より5億円必要になってくるだけなんです。これを5年間で考えたら、年間1億円の経費を上乗せすることによって、5年間で1千人の目標を達成する可能性があると思うんです。これは何を言いたいかというと、市民が1人増えることで、御承知のように地方交付税は約1人当たり9万円来るわけです。固定資産税もこれは買ってもらったなら、固定資産税も増える。すると、年間で大体1億円ぐらいの収入になっていくのではないかとというふうに単純計算するんです。私は思うわけです。すると、これは1億円投資して、1億円はすぐ返ってくるのではないかとという計算にもなるわけです。財源がないとか、いろいろ言われていまして、ふるさと納税でいろいろ財政調整基金は上積みになってきています。要は、基金は、だけれど、あれを使ってしまうたらなくなりますけれど、そのお金から1億円投資したら、1億円返ってくる可能性があるのではないですかということなんです。だから、駅前の周辺整備

をする中において、あなた方は公共の施設をきれいにしていく、道路整備とかそういうことをする。それをするによって何が生じるかと言ったら、やはり、そこに住む人たちが増えてくる可能性があるから、それは民間活力でやってもらえばいいんです。だから、別に投資するのは、1億円投資すれば民間が頑張ってくれて人口が張りついてくれれば、そうしたら、それはうまくいけば、1年間で1億円を投資して、1年間たったら1億円戻ってくる。そういう計算にもなります。これが計算上の話ですから、うまくいくかどうかというのは、ちょっと皆さんにすれば違和感があるか分かりませんが、物の考え方としては、やはり投資をしないと人口増えないし、そして、建物ができるということは地方経済が回るということなんです。そこで働く産業の人たちの仕事が出てくるわけですから。そういうことを考えたら、大きな効果が出てくるのではないかと思っておりますので、こういう考え方について、どう思うか、たまに副市長にお答えいただけますでしょうか。

○市長職務代理者 副市長

ただいま質問委員がおっしゃられるように、1億円を投資して、入ってくる固定資産税、地方交付税が1人当たり9万円等を考えれば、言い方が悪いんですが、いわゆる元が取れるような施策であるということは、私も十分理解いたします。ただ、今ご質問の中でありました飯塚駅周辺は、今回ゆめタウンが出店されることによって、質問委員が御存じのように、マンション等も次から次に建っております。今、新飯塚駅の付近にもマンションが建設されておりますけれども、都心部のほうには、今非常に民間活力によってどんどんどんどん定住人口が増えていきそうな流れにはなっているのかなど。

それよりも私が一番この移住定住で思うのは、やはり福岡市と違って飯塚市は土地が安いんですね。要は、同じような家を持つにしても、福岡市で持つよりも飯塚市で持つほうがかなり金額的にも安いと。この辺をどんどんどんどん我々自治体としてPRしていく必要があるのではないかと。よって、飯塚駅の周りももちろんのことながら、例えば人口が減少している旧筑穂地区・颯田地区等にも家が建っていけば、非常に行政としても勢いが出るということで今考えております。

私も同じ気持ちであるのは、我々も、人口の減少のペースが、いわゆる推計よりも緩いということで、それは感じておりますが、当然それで満足してはいかんというのは十分自覚しております。何とかして定住人口を増やしていけば、当然行政としても力がつくわけですし、その施策も打っていかねばならないと考えておりますので、今ご提案いただいた内容も含めて、この移住定住政策につきましては、積極的に考えていきたいと考えております。

○道祖委員

副市長、お言葉ですけれど、コンパクトシティをつくることによって、投資がそこに集中するわけですよ。そして、そこがきちんと人口が多くなったら、周りに波及する可能性は十分なんですよ。飯塚市は土地が安いからと言って、どこに移って来てくださいというふうに言うんですかという話なんですよ。颯田でもいいですよ、では、颯田の土地が安いから来てくださいと言って、皆さんが選びますか。それよりも交通の便のいい——。（発言する者あり）いやいや、本当に選びますかという、比較をしたときですよ、都会の人がですよ。都会の人が交通のインフラのいいところにまず目を向けるのではないですかと私は言いたいわけですよ。福岡の何で飯塚駅周辺かと言ったら、それは何もしないでも勝手にマンションが建って潤いますから、しませんというのは、先ほどの考え方と一緒にではないですか。そうではなくて、集中的にそこに投資をして、そして、それから広げていけばいいのではないですか。そういう考え方をするのが、妥当ではないですか。だから、国はコンパクトシティという形で、従来、人口を密集させる、そういうことをやってきたのではないですか。

だから、街を選ぶときに何が必要になってくるかと言ったら、トータル的に見て、あなた方、公共下水道やらああいうやつを、将来のことを考えたら縮小しようとしているんですよ。拡大

じゃないの。何でかと言うと、人口減少だからですよ。その中で人口を増やすためにはどうするかということが、今大切なのではないですか。だから、集中的に期間を決めて投資すべきではないかということをおっしゃっているんですよ。その波及効果を颯田なり庄内なり大分なりに持っていくようなことを考えていくべきではないんですか。僕はそう思っている。だからそういうやり方も考えていただきたいと思っておりますけれど、やはり、私の考えは違うというふうにも、副市長とけんかみたいになりますけれど。

○市長職務代理者 副市長

決してそうではございません。飯塚駅の周りは、質問委員もおっしゃっていましたが、民間も進出してきておりますので、そういった動きと協力してやっていると。ただし、そうではない部分についても、行政としては当然、飯塚市全体を見て施策をしていく必要がありますので、そういった形で考えていくという形で、私は答弁いたしました。

○道祖委員

分かりました。分かりましたけれど、現実として、人口は減っていつている。あなた方が一生懸命頑張った中心市街地活性化で、あそこを整備したけれど、あそこは人口が増えましたか。増えていないのではないですか。だから今、民間活力を使って、飯塚駅周辺で、まず第一に、そこをターゲットとして人口を増やしていつて、そして、その波及効果を市内全体に結びつけていくという考え方のほうが、私はいいと思いつて発言させていただいておりますので、今後、私が言っている内容についてもご理解いただいつて、一考して、まちづくりに取り組んでいただきたいと思いつます。この質問は終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今の道祖委員の質問で、飯塚駅周辺、そこに人口が集まるよいつという質問がありましたが、今、颯田地域も急激な人口減で、過疎地に指定されました。そして、1件、100万円の補助金を200万円にしたり、300万円にしたりして、飯塚駅周辺を1千人の住人が増えるよいつという質問がありましたが、私はやはり同じ税金を使うなら、平等に颯田地域の定住者ができるように、この1市4町が全部、100万円が200万円になり、いや、100万円が300万円に、補助金になるよいつにしていつてほしいと思いつます。

そして、今、颯田地域には人が来るかなといいつちょっとした質問もありましたが、来るよいつにしなくてははいけないと思いつます。今、颯田地域はバスの便も非常に悪い。駅も遠く、小竹駅があります。しかし、人口が増えれば、必ずバス路線も増えると思いつます。そして、道祖委員の意見も一いつと思いつますけれど、同じ税金を使うなら、1市4町平等に使いつてほしいと思いつます。市長職務代理者、答弁お願いつします。

○市長職務代理者 副市長

このよいつに委員会の中で各委員さんからご提案いただきました内容につきましては、我々のほうで、移住定住に係る施策の中に検討協議してまいりたいと思いつますので、よろしくお願いつします。

○平山委員

お願いつします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

道祖委員から「公営住宅の下水道の整備について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

先日の一般質問で、飯塚市の汚水処理行政について、質問があつておりましたけれど、ここでお尋ねしたいのは、市営住宅の汚水処理の現状についてはどうなっておるのか、お尋ねしたいと思います。全てが公共下水道に結びついておるのか、または合併浄化槽の整備が進んでおるのか、お尋ねしたいと思います。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として「公営住宅の下水道の整備について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「公営住宅の下水道の整備について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

今、趣旨説明したように、市内の汚水処理行政が充実してきておるということでありますけれど、率先してやっていかなくてはいけない、市として市営住宅の汚水処理の現状はどうなっておるのか、確認させていただきたいと思います。

時間が経過しておりますので、端的に言わせていただきますと、対象となる公営住宅がどれだけあつて、そこが今言ったように公共下水道に接続できるのか、できないとするならば、大きな規模の合併浄化槽等をつけて整備していく考えがあるのか。その辺について、今後どうやって取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○住宅課長

本市の市営住宅は令和4年4月1日時点で、68団地、4355戸ございます。そのうち、公共下水道の整備済み区域内の団地は24団地、1540戸でございます。公共下水道へ接続している団地はこのうち18団地、918戸。いまだ公共下水道に未接続の団地は6団地、622戸というふうになっております。この整備済み区域内にございます未接続の団地の接続についてでございますが、こちらについては建て替え等の大規模なインフラの更新時に公共下水道へ接続しているのが現状でございます。

○道祖委員

それは分かりますけれど、だからしなくてはいけない。汚水処理をきちんと市は責任持ってやっていかなくてはいけない。けれど、やれていない公営住宅がある、6団地ですか。であるならば、それは、するのですか、できるのですか、できないのですかということをお尋ねしたいんですよ。建て替えのときやると言っているようですけど、それでいいのですか。環境をよくしようと総合計画の中で言われて、水処理についてはいろいろ取り組んできておりますけれど、公共は見本を示さなくてはいけないところで、そういう水処理がきちんとできていない施設がある。それについて、どう考えるのですかということをお尋ねしたいのです。

○住宅課長

本市の市営住宅については、主に昭和40年代後半から50年代に建設されております。建て替え時期が集中しておりますので、当然、更新時期も集中してまいります。この更新時期が集中するという事は、一時的に過度な負担を強いられるために、国の指針に基づき、平成24年から飯塚市公営住宅等長寿命化計画を作成し、実施しております。

こうした状況は本市のみならず、全国的にも大きな課題となっておりますので、本市と同様に、全国多数に自治体が老朽化した住宅の延命と、時勢に沿った機能の向上の両立に苦勞して

あると思われま。一方、公共下水道への接続化は家賃の算定上の係数を向上させることにより、強いては入居者の家賃を引き上げることにもなります。こうしたことから、事前に入居者の方に十分な理解を得ることも課題となってまいりますので、直ちに事業化を図ることは難しいと思われまが、他自治体の先例等を収集し、効果と課題の検証を行った上で、今後の本市の住宅事業に反映させてまいります。

○道祖委員

言わんとすることは分かるんですよ。分かるけれど、やらざるを得ないでしょうということなんです。であるならば、やはり計画性を持って、今言ったように建て替えのときとか言ったら、長寿命化し始めたら、例えば、1つの施設を40年たちましたから長寿命化であると40年延ばしますと言ったら、そうしたら、80年間、公共下水道なり合併浄化槽なりの設備をつけないというふうな話にも聞こえるわけですよ。そういうことではなくて、やはり、やらなくてはいけないところがあるのだったら、やはり、やる計画を取りあえず立てざるを得ないのではないのでしょうか。財政の問題やらもろもろは承知しているんです。ただ、あなた方は環境をよくするという、水質をよくするという目標をちゃんと掲げているのだから、それに対してどういう言い訳をするんですかということを行っているんです。その辺をよくよく考えて、今日はここまでやめておきますけれど、今後どういう考えでやるか、考え方を整理して、いずれかの時点でお示しいただきたいということで、この質問を終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

道祖委員から「下水汚泥資源の肥料利用について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

農林水産省は令和5年1月20日に下水道汚泥資源の肥料化についての課題や取組の方向性をまとめたということが発表になっておりましたけれど、それについて、飯塚市はどういうふうに取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思いまして、調査をお願いしたいと思います。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として「下水汚泥資源の肥料利用について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「下水汚泥資源の肥料利用について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

下水道の汚泥については、肥料化が一部やられていると思っておりますけれど、農林水産省では、国土交通省とか関連省庁と一緒に肥料化を進めていくと、要は、時代が変わってきたということです。ウクライナに対するロシアの侵攻によって、エネルギーの問題とか、資源の問題がクローズアップされて、肥料に含まれるリンの輸入が難しくなっているというふうな話を聞いていて、そして今、汚泥を再見直しして肥料化を進めようとしておりますけれど、現状の汚泥の処理はどういうふうにしておるのか、これが1点。

そして、農林水産省はこの規格を決めて、肥料としての活用を図っていかうとしております

けれど、これは国の施策をよくよくガイドライン等が出るまでは独自の考えを持たないのかも分かりませんが、こういうことについて、今後どういう考えで取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

○上下水道施設課長

今、質問委員が言われた、まず現状につきましては、年間に発生する汚泥が2541トンありまして、1日に換算しますと6.96トンになります。搬出先につきましては、運搬先として有限会社土壌微生物研究所、相田にありますけれど、そこに搬入しております。今後の考え方、方向としまして、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた取組を、現在、本市においても進めているところであります。終末処理場から発生する汚泥は民間会社に運搬し、堆肥化を行っていますが、堆肥化には運搬費と処分費を要していることから、局で堆肥化を行った場合、肥料後の販売ルートや生産体制の確保が必要になってきます。本市においても、国が進めている資源の循環型社会の構築について、検討していきたいと考えております。

○企業局長

質問委員には日頃より、本市の下水道事業に関心を持っていただき、多くのご助言をいただいていることに感謝申し上げます。質問委員が言われますように、下水汚泥の肥料化は国を挙げて取り組んでいるところでございます。近隣では、佐賀市が既に下水汚泥の堆肥化に取り組んでいますので、そういった先進自治体の調査研究を進め、併せて脱炭素化のためのソーラーシステムの導入や消化ガス発電等についても調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○道祖委員

資料を読む限りでは、下水道汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた関係者の役割と取組の方向性というのが示されております。これは下水道の関係部署、そして自治体農政部局、それから農業者、JA等々、また肥料製造メーカーと一緒にあって取り組んでいくような絵になっています。でありますから、自治体の下水道関係と自治体の農政部局はよくよく話し合っ、て、JAの考え方とか、関係者、例えば、今処理しているメーカーさんとかそういう人たちと一緒にあって、国がこういうふうに取り組んでいくときに、今後、飯塚市としてはどういうふうに取り組んでいくか、考え方を調整してまとめていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願ひします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

道祖委員から「有害鳥獣による被害の防止について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

有害鳥獣による被害防止については、以前の委員会で述べさせておりますけれど、この対応の在り方について、再度確認させていただきたいと思っております。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として「有害鳥獣による被害の防止について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「有害鳥獣による被害の防止について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

有害鳥獣による被害防止について、特にイノシシについて、お尋ねいたしますが、イノシシの保護柵については、保護柵を作りたいという要望書を提出して、そして、それに従って補助金が下りてきて、柵を設置するというふうに聞いておりますけれど、大まかに言ってそういうことだったと思いますけれど、間違いはないですか。

○農林振興課長

有害鳥獣侵入防止柵につきましては、国庫事業を活用しまして、嘉飯桂地区鳥獣防止対策協議会において取り組んだ事業を活用しております。これにつきましては、次年度の要望調査を10月頃実施いたしまして、それぞれの生産組合長さんとか農区長さんを通じて地元の要望を上げております。その後、翌年度4月から5月にかけて、内示、交付決定、9月に要望調査と侵入防止柵の交付決定がなされ、翌年の12月頃に柵とかを地元へ配付するようになっております。あと、設置と管理については、それぞれ地元でやってもらう形になっております。

○道祖委員

要望を受けて、交付する金額が決まって、そして、要望者に柵設置の費用等が出てくるのだと思いますけれど、要望すれば全ての人に単年度で要望が通っていくのかどうか。

○農林振興課長

実際、協議会を通じまして要望を上げた段階で、国からの予算につきましては、大体、例年は70%から80%が来ております。それによりまして、要望がその額を超えた場合につきましては、一応くじ引をしまして、まず、くじによって優先順位を決めます。それで、もしその予算内に納まらなかった方、申請者の地区につきましては、次年度も同じような補助事業が継続であれば、くじを引かずに優先的に設置できるような形で持っていております。

○道祖委員

ということは、要望して、取り付けるまでに1年かかるんですね。稲刈りが終わって、そして要望しましたと、田植しましたと、稲刈りに終わりました、柵がつけられますと、12月ですからね。ということは、要望して丸々1年間は柵はつかないわけです。それで、そこで漏れたら、また1年間待たなくてはいけないんですね。イノシシは入って来てくれるなど田んぼの人が言ったら、柵はつけていませんからあと2年後に入ってください、来てくださいと言ったら、イノシシは、はい分かりましたと言って、2年間田んぼに入らないのですか。

○農林振興課長

今、質問委員が言われますように、要望を上げていて、もし優先順位が漏れましたときには、翌々年になりますので、2回、農繁期といいますか、持ち越すような形になってきます。

○道祖委員

それは農林振興になるんですか。2年間被害を受ける形になるんですよ。なぜその要望に対してつけてやらないんですか。聞き及ぶところによりますと、市の関係者が、その柵をつけるときに、要望した耕作物を作る場所だけではなくて、田んぼ全体、休耕地まで柵をつけているというような申請が出ているという話も聞きますけれど、もしそれが本当なら、何で休耕地に柵をする必要があるんですか。それは本当ですか。

○農林振興課長

国の要綱上で、例えば、現在休耕地であっても、例えば、来年度からとか、要望を上げた段階からまた耕作を始めますという、その確約が取れば、一応申請できるような形になっております。当然、そこに柵をつけられた後は、申請どおり耕作されているかどうか確認いたします。

○道祖委員

確認して全部耕作するようになっているんですか。確認していますか。

○農林振興課長

基本は、柵の設置された場合については設置後の確認に行っております。

○道祖委員

設置して、ちゃんとそこは耕作物をちゃんと植えているわけですか。田んぼとして活用しているわけですか。もうそれは間違いはないですか。100%そうですか。全部、柵をしているところは耕作物が全部あるということは言えますか。

○農林振興課長

現在、この補助金を使いまして、柵をつけた中身の全部が現時点で耕作されているかというのは、100%かと言われれば、若干、そこは確信は持てません。すみません。

○道祖委員

まず、農作をしている、耕作をしているところを優先的に柵をつけないと、2年間も被害に遭うんですよ、イノシシの。順番に待ってくださいと言ったって、イノシシは待ってくれないということなんです。であるならば、農業振興の立場からどうするのですかということなんです。どう考えて取り組みますか。交付税が来るまでずっと待っていてくださいと言ってから、農業者を泣かせるわけですか、2年間。そういうことでは農業振興にならないのではないのですか。もしそれで漏れたら、確実に耕作物を作るところに対しては、単費でもちゃんと補助金をつけて、作業に充実してもらおうということは大事なのではないですか。どう考えますか。

○農林振興課長

侵入防止柵につきましては、先ほど言いましたように、今日は国の補助事業を活用しておりますけれど、他市町村の事例等も確認しまして、他市町村によれば一部は補助限度額を設けまして、単費でも対応しているところがありますので、そういったところを調査しまして、また、国の防止柵の補助金の要綱と重複しない部分で調整等を図りまして、今、調査研究しているところでありますので、ただ実際に、まだその支援策の策定まで至っていない状況でございます。

○道祖委員

農家の実態はあなた方のほうがよく承知しているでしょう。高齢化が進んでいって、そしてそういう被害があったら、もう農業をやめようかと言う人たちが出てくるのではないですか。そういうことを考えたら、やはり農耕をちゃんとしてもらうということについて、取り組んでいくべきだと私は思いますけれどね。だから、今、他の市町村の実例を調べて、その困っている農業関係者がいるわけですから、ほかの町がしていたら、その町をまねしてやりますというような答弁ではなくて、農業振興を図るのだったら、独自でもやりますと、農地を守っていきますと、農地を守っていかないと、宅地化とかなったときには、調整池機能がなくなるんですよ。大雨が降ったときに調整池の機能がなくなったりしたら、水害が広がるんですよ。そういう観点からも考えたら、農地というのは大切なんです。だから、そういうことを考えれば、単費でもやったほうが大きく市の出費は出さなくていいと、水害やら起きたときには大変ですよ。その点から考えて、大局に立って物事を判断していただきたい。

ですから、内部でよくよく検討して、そういう本当に農耕しようとする人たちには、そういう補助をきちんとつけてやって、有害鳥獣からの保護をしていただきたい。

あなた方、イノシシはまだいっぱいいますよ。再三言っていますけれど、これは僕も委員会で言いましたけれど、一般質問でも何人もしているではないですか。対応が遅れているんですよ。だからこういう話になっていくんです。ですから、よくよく内部で検討して、対応方お願いしたいと思います。副市長、よろしくお願いします。

○市長職務代理者 副市長

今、質問委員からご質問いただいております、これは確かに被害防止のための施策なんですね。これが予算内で、それを外れてしまったら次年度送りというのは、確かにいかなものか

と思っております。内部で検討いたします。以上です。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市周遊商業エリア連携協議会について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「飯塚市周遊商業エリア連携協議会について」、ご報告いたします。令和4年度の協議内容についてご報告いたします。

「資料 飯塚市周遊商業エリア連携協議会について(報告)」をお願いいたします。まず、

(1)及び(2)におきまして、飯塚市周遊商業エリア連携協議会及び同分科会について、記載をいたしております。本協議会では、(1)の設置目的を達成するため、主に各商業施設の役割、連携に関する事項、または、周遊商業エリアにおける持続的な商業の活性化に関する事項を協議することといたしております。令和4年度につきましては、協議会を合計5回開催いたします。

また、令和4年9月29日に設置いたしました分科会におきましては、(2)の設置目的にありますように、より具体的な連携事業等を協議するため、合計5回開催いたしております。主な協議内容につきましては、各商業施設及び市の施設に周遊バスを走らせ、共同の売出しやスタンプラリーなどのイベントを開催してはどうかなどの意見をいただいております。

(3)の周遊商業エリアにつきましては、次ページ上段にお示しさせていただいておりますように、商店街を中心に半径1キロメートルから2キロメートルの範囲を想定いたしております。この周遊商業エリアは商店街を各施設とつなぐ結節点と位置づけまして、イオン穂波店、カホテラス、ゆめタウン飯塚などを周遊することにより、滞在時間の延長を図り、来街者の消費を促進することができる時間消費型のエリアづくりをまず目指すこととしていたしております。次ページ中段には周遊イメージ図を記載しております。

最後に(4)の連携事業の実施につきましては、本協議会としまして、連携できる事業につきましてはすぐに実施していくことといたしております。まず今年度は、12月1日から5日までの商店街恒例の永昌会にイオン穂波店が参加いたしまして、連携協力いたしております。また、年末から年始にかけて、飯塚高校サッカー部の全国大会の試合をイオン穂波店及び商店街でパブリックビューイングを共同開催いたしております。このように周遊商業エリアでの連携事業を実施することにより、時間消費型のエリアとして、市内外の来街者を増やし、商業を中心とした飯塚市の新たな魅力を創出していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

周遊バスを予定されているようですが、この利用者はどのような方を想定されているのですか。

○商工観光課長

利用者につきましては、周遊するエリアにおいて自家用車を利用できない方、また、この周遊バスの目的としましては、市外からの来街者を主に目的としておりますので、JR新飯塚駅、また西鉄バスセンター等で市外からの来街者を中心にバスの運行を考えていきたいというふうに考えています。

○上野委員

ということは、このイオンですとか、商店街、カホテラス、ゆめタウンとありますが、ここに自家用車で来られている方以外の利用を今考えていらっしゃるということですが、では、停まる位置、バスストップはたくさん作るのですか。

○商工観光課長

ただいまの協議会の中で話をしている中では、12か所だったと記憶しています。これにつきましては、西鉄バスの自主運行になりますので、最終的に、4月になりまして、また詳細のバスストップといえますか、停車については詰めていきたいというふうに考えております。

○上野委員

構成員の中には商工会議所、商工会の方も入っていらっしゃいますが、特に商工会の方のご意見は、例えば、この中心商店街だけに集まってしまうことになるのですが、その点は、何かご意見とか対策とかは考えておられるのですか。

○商工観光課長

商工会さんのほうから特に主立ったご意見等はいただいておりますが、ゆめタウン飯塚さんの関係とかもございまして、この菰田エリアと穂波イオンがございまして、その点については一緒に連携して、いろいろ魅力を創出していくような形で考えていきたいというご意見をいただいております。

○上野委員

個人商店レベルでたくさんご商売をやられている方もいらっしゃるのですが、そこは置き去りにならないように、一緒に連携してイベントなどを、この連携協議会のほうから持ちかけていただくような形にしていかないと、もうここだけに偏ってしまったら、言葉はあれですけど、零細でやられているところにとっては、お客さんが全く来なくなってしまうというような事態も考えられますので、その辺のところもきちんとケアしていただくようお願いをしておきます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

「資料 工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年9月28日に契約締結を行いました下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事につきまして、現契約工期、令和4年9月28日から令和5年3月31日までの期間を、令和5年6月15日までに変更としたものでございます。

変更契約の理由としましては、工事实施に当たり、主たる工事である高圧受変電設備及び大型発電機設備の製作において、今般、電子部品の製造・納期に遅れが生じている中、当該設備に組み込む電子部品の納期が不明確な状況であったところ、5月初旬での納入となったことにより、工期内での竣工が困難となったため、工期を令和5年6月15日に延伸したものであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上下水道施設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

「資料 工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和3年11月9日の経済建設委員会におきまして、契約締結の報告をさせていただいておりました太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等工事につきまして、現契約金額5億1596万8200円から461万5600円を減額いたしまして、変更契約金額5億1135万2600円としたものでございます。変更契約の主な理由といたしましては、現地試掘の結果、既設送水管からの取出し箇所を変更し、管路延長が短くなったことによる減額変更、その他精算による各工種の数量変更を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

閉会を前に正副委員長代表して、一言ご挨拶を申し上げます。本日をもって、この任期中の当委員会は最後となります。この間、皆さまのご協力をいただきまして、委員会運営を円滑に進めることができましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。